

(利用目的)

- 1 本メーリングリスト(以下、「本ML」という。)は、弁護士会(当委員会)から司法修習生等に対して、就職・登録情報を提供することを目的とする。

(参加者)

- 2 本MLの参加者は以下のとおりとする。
 - a 当委員会の委員
 - b 当委員会の事務を担当する弁護士会職員
 - c 司法修習生(採用予定者を含む。)及び司法修習を終えた者で弁護士登録を希望する者(以下、「司法修習生等」という。)

(司法修習生等の本ML参加方法)

- 3(1) 本MLに参加を希望する司法修習生等は、本実施要領の規定する利用方法に同意した上で、弁護士会に申込みをすることにより、本MLに参加することができる。
 - (2) 本MLは、弁護士会から司法修習生等に対して、就職・新規登録に関する情報提供を目的とするものであることから、司法修習生等は本MLに投稿されたメールを受信するのみとし、直接本MLに投稿することはできない。

(法律事務所の情報提供方法)

- 4(1) 法律事務所が、本MLでの採用情報周知を希望するときは、その情報を記載した書面を弁護士会の窓口へ提出する。
 - (2) 当該情報は弁護士会が本MLに提供するものとし、法律事務所が本MLに直接提供することはできない。

(司法修習生等の参加期限)

- 5(1) 司法修習生等の参加期限は、司法修習生(当該年次における司法修習生を基準とする。)の修習終了時までとする。
 - (2) 前項の期限を経過してもなお、本MLへの参加継続を希望する司法修習生等は、弁護士会に対し、参加を継続する旨の申込みをしなければならない。